

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部 局 名： 都市整備部

事業種名： 住宅団地の建設

1 取組の概要

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫すると共に、オープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図っている。

また、建物の耐久性を配慮し、エネルギーの効率的利用を図るなど、設計において、地球環境の保全に努めている。

さらに、施工段階においても、造成工事を最小限に抑えるなど、周辺環境への負荷を少なくするよう努め、また、再生品の使用を推進し、再資源化に努めている。

2 主な成果

省エネルギー化を推進するため、トイレの便器や水道の蛇口に節水型器具を採用し、節水対策を実施している。また、LED照明器具やマシンルームレスエレベーターの採用により、電力削減を図ってきた。

平成23年度からは共用廊下へのLED照明器具、電気の使い過ぎ防止対策でピークアラーム付分電盤及び潜熱回収型給湯器を採用し、電力及びガス使用量の縮減を図っている。

3 今後の方針

県営住宅の建設に際しては、居住環境の向上、周辺環境との調和、資源環境の有効利用などに引き続き努め、今後も環境配慮方針に整合した、県営住宅団地の建設を推進して参りたい。

4 課 題

- 1) 「雨水の有効活用」においては、「費用対効果」及び「維持・管理」の課題がある。
- 2) 「再資源化しやすいもの、再生品などを優先的に使用」においては、市場流通量及び一社指定の課題がある。

5 事業一覧

別表 - 2 のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度: 28年度

部局名: 都市整備部

事業種名:

住宅団地の建設

番号	事業名	配慮事項・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配 慮実施 率(%)	総合評価
1	25県住本庄小島団地	施工段階	13	11	84.6	4
	合計		13	11		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 営繕課

事業の種類	住宅団地の建設	事業名	25県住本庄小島団地
事業の規模	鉄筋コンクリート造 6階建て	実施場所	本庄市小島地内
計画期間	平成25年度～平成28年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>平成25年度～平成28年度の事業として、県営本庄小島団地内の老朽化した住棟を建て替えることにより県営住宅60戸を建設するものである。</p> <p>建築物概要：</p> <p>本庄小島団地 鉄筋コンクリート造 6階建て 延べ面積3,294.69㎡（新築工事）</p> <p>【住戸タイプ構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2Kタイプ 12戸 ・ 2DKタイプ 48戸 			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 室内環境汚染に配慮したノンホルムアルデヒド系接着剤やホルムアルデヒドの放散量が最も低い合板類を使用するなど、室内環境の保全を図った。
- ・ 砕石は再生砕石を使用し、再資源化を促進した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 資材選定に関し、再生品があるものについては積極的に使用するよう努める。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 7 住宅団地の建設に関する環境配慮方針

事業名	25 県住本庄小島団地
-----	-------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 周辺の土地利用との整合を図る。							
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。						
基本的配慮事項 2 自然のシステムを活用し、環境への負荷を少なくするよう努める。							
個別事項	オープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図る。 オープンスペースの緑化には、害虫の発生をしにくさや薬剤散布に頼らない管理のしやすさを考慮し樹種等を選定するとともに、薬剤散布を極力行わない管理方法により環境への負荷を低減する。 雨水の貯留や地下浸透を図る。					✓	✓
基本的配慮事項 3 建物使用時の環境への負荷を少なくするよう努める。							
個別事項	建物配置を工夫する。 建物の断熱化を図る。 日射のコントロールに配慮する。 雨水の有効活用を図る。 エネルギーの効率的利用を図る。 自然エネルギーの活用を図る。						
基本的配慮事項 4 建物の建設時及び除去時の環境への負荷を少なくするよう努める。							
個別事項	造成工事を少なくするよう努める。 熱帯材型枠の使用量の削減に努める。 廃棄物の削減に努める。 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。					✓	✓

基本的配慮事項 5						
建物耐用年数を長くするよう努める。						
個別事項	建物の耐久性に配慮する。					
	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。					
基本的配慮事項 6						
施工における環境保全に配慮する。						
個別事項	大気汚染対策を適切に実施する。					
	a 工事施工中の粉じん対策を図る。				✓	✓
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。				✓	✓
	水質汚濁対策を適切に実施する。					
	a 地下水汚染防止対策に努める。				✓	✓
	騒音・振動対策を適切に実施する。					
	a 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。				✓	✓
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。				✓	✓
	c 工事実施の時間帯の調整に努める。				✓	✓
	地盤沈下対策を適切に実施する。					
	a 軟弱地盤における地盤改良の実施に努める。					
	b 周辺の地下水に影響を与えないようにする。					
	建設発生土等の活用を図ることにより、購入土の減量による緑地の保全に寄与する。				✓	
建設副産物の発生の抑制、再資源化を推進する。				✓		

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期			チェック	
		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当
基本的配慮事項 1						
自然を確保し、地域における健全な生態系の維持に配慮する。						
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。					
	敷地内の在来生態系を残すよう努める。					
	敷地内に自然を創出するよう努める。					
	つながりのある緑地を形成するよう努める。					
基本的配慮事項 2						
地域の良好な自然景観、歴史的景観の保全と創造に配慮する。						
個別事項	景観に配慮した建物とする。					
	地形を活用した整備を行う。					
	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。					

基本方向 3 地球環境の保全の推進		配慮時期				チェック	
		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮する。							
個別事項	建物の断熱化を図る。【再掲】						
	日射のコントロールに配慮する。【再掲】						
	エネルギーの効率的利用を図る。【再掲】						
	自然エネルギーの活用を図る。【再掲】						
		実施率 (b / a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		84.6%				13	11

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

4

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。